

平成22年8月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 坂本香織  
平成22年(ホ)第2665号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成21  
年(ワ)第17473号)

口頭弁論終結日 平成22年7月12日

判 決

横浜市緑区寺山町524

控訴人 (原告)	槌 田 敦
訴訟代理人弁護士	阿 部 裕 行
同	塩 川 泰 子

東京都千代田区大手町1丁目3番4号 気象庁内

被控訴人 (被告)	社 団 法 人 日 本 気 象 学 会
代表者理事	新 野 宏
訴訟代理人弁護士	長 谷 川 俊 明
同	山 宮 道 代
同	下 田 一 郎
同	大 上 良 介
同	奥 野 剛 史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人の会員である控訴人が、①被控訴人の機関誌への論文の掲載を拒否されたこと、②被控訴人の主催する大会での講演申込みを拒否されたことにより精神的苦痛を被ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、被控訴人に対し、慰謝料100万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年6月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。

- 2 本件における前提事実、争点とこれに関する当事者双方の主張は、次のとおり原判決を付加ないし補正し、下記3に当事者の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1項及び2項（原判決2頁7行目から同12頁26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁3行目の「編集員会」を「編集委員会」に、同7頁23行目の「仮設」を「仮説」にそれぞれ改める。

- (2) 原判決8頁4行目の後に、改行して、

「(1) 藤部は、本件再訂論文を査読者であるA、Bに送付し、その意見を求めた。

Aは、「本稿は「天気」に論文として掲載するには適さないと判断する。」と回答し、その理由として、「第6図とそれに伴う本稿の記述をもって「現実の大気中CO<sub>2</sub>濃度増は主に気温高による自然現象である」と説明するには不十分であるし、先行研究の説を否定するための十分な証拠にもなっていない。」などと指摘した。Bは、三度、「「天気」には不適當である。」と回答し、「論文中で示されている気温とCO<sub>2</sub>の関係が、基本的に、数年程度の時間スケールにおける海面水温と大気中CO<sub>2</sub>濃度変動の因果関係を表しているだけであると解釈できるため、長期的なCO<sub>2</sub>濃度上昇の原因が自然現象であるかどうかを判断する根拠にはならない、という点については前回までの原稿と同じである。」などと指摘した。(甲10)」

を加える。

- (3) 原判決8頁5行目の「(11)」を「(12)」に、同16行目の「(12)」を「(13)」に、同22行目の「(13)」を「(14)」に、同9頁11行目の「(14)」を「(15)」に、同17行目の「(15)」を「(16)」にそれぞれ改める。

### 3 当事者の当審における主張

#### (1) 控訴人

ア(ア) 天気編集委員会が定めた「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(以下「考え方と指針」という。)には、査読指針として研究の学術的価値・新規性、文献引用の過不足、論旨や計算の誤りの有無、記述の分かりやすさ・まとまりの4項目が定められている。また、天気編集委員会は、考え方と指針において、査読者に対し、「論文掲載のための

必要条件」と「それ以外の参考意見」とを区別するよう要望し、「査読者が著者の見解に同意できない場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを「短報」として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあります」と付記している。本件再訂論文は、上記4項目すなわち「論文掲載のための必要条件」をすべて満たしているにもかかわらず、査読者の「それ以外の参考意見」に基づいて掲載を拒否されたもので、本件拒否行為1は、天気編集委員会が自ら定めた考え方と指針に反している。

(イ) 天気編集委員会は、本件拒否行為1において、「今回の原稿は、観測事実（数年スケール変動における気温とCO<sub>2</sub>の位相関係）とその解釈（長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO<sub>2</sub>増加の原因であること）に絞った内容になっております」としているが、控訴人及び近藤は、数年スケール変動における気温とCO<sub>2</sub>の相互関係を論じているのではなく、34年間にわたって測定された気温とCO<sub>2</sub>濃度の相互関係を論じているのであるから、天気編集委員会は、意図的な誤読によって本件再訂論文の掲載を拒否したものであるところ、被控訴人は、原審において上記「誤読」について明らかに争わなかったのであるから誤読であることについては自白が成立している。

イ 被控訴人の学術的会合には各種あり、講師を招いての講演会では出席する権利しかない。しかし、大会については、細則11条に基づいて出席する権利に加えて発表する権利もある。また、原判決は、会員数から見て講演の機会を与えられるのはごく一部であると指摘するが、理系学会の大会の別称は「一般講演」であり、そこでは発表者の数と出席者の数はほぼ同

じであり、申込者全員に発表の機会が与えられている。

(2) 被控訴人

ア(ア) 「天気」への投稿論文の掲載の可否に当たっては、天気編集委員会に広範な裁量を与えられているから、投稿論文の「天気」への掲載不許可が直ちに会員に対する不法行為となるものではなく、天気編集委員会が査読制度によらずに掲載を不許可にするなど、論文内容によって採否を決すべきとされる細則の趣旨に明らかに反する場合にのみ不法行為が成立するものである。天気編集委員会は、控訴人の投稿論文の「天気」への掲載の可否の判断に当たり、通常のプロセスに従い2名の査読者による詳細な査読を行ったが、2度の改稿を経てもなお控訴人の投稿論文は「天気」への掲載に適さないという査読者2名の一致した見解が出たため、天気編集委員会は本件再訂論文の掲載を拒否したもので、論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に合致した運用をしており、本件拒否行為1が不法行為となることはない。

イ(イ) 控訴人は、天気編集委員会が控訴人の投稿論文を誤読したと主張するところ、控訴人の主張する「誤読」が主要事実かどうかはさておき、被控訴人は原審でこの点について明確に「否認ないし不知」と答弁しているのであるから（答弁書4頁1行目から21行目まで）、自白が成立することはない。

イ 被控訴人の主催する学術的会合は、気象学の研究の振興を図る目的で開催されるものであるため、会員であれば常にいかなる発表でも行うことができると思うのは相当でない。また、学術的会合には時間的・場所的制

約があり、被控訴人の会員数が約4000人であることからすれば、ある学術的会合における講演を会員が希望したとしてもこれにすべて応えることができない場合があることは自明である。被控訴人は、学術的会合の主催者として、その質を維持するため、申込みのあった講演内容が学術的会合における講演として適切かどうかを判断し、場合によっては講演を拒否する自由な裁量を有していると考えるのが相当であり、「2009年度春季大会の告示」における一般講演拒否の記載の趣旨も講演企画委員会の自由な裁量に委ねられていることを前提に、一般講演が認められない場合を例示列挙したものにすぎないというべきである。したがって、例えば私怨により講演申込みを拒否するなど極めて例外的な場合を除いて裁量権の逸脱・濫用は問題とならないところ、本件では、そのような事実関係は一切存在しないのであるから、本件拒否行為2が不法行為となることはない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。そのように判断する理由は、以下のとおり付加ないし補足するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1項及び2項（原判決13頁2行目から同16頁18行目まで。ただし、原判決14頁3行目の「寄稿すること」を「論文掲載を求めること」に改める。）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2(1) 控訴人は、本件再訂論文が考え方と指針に示された4項目の査読指針を充足し、論文掲載のための必要条件を満たしているところ、天気編集委員会は査読者の参考意見に基づいて本件再訂論文の掲載を認めなかったもので、本件拒否行為1は考え方と指針に反していると主張する。

しかし、そもそも考え方と指針は、査読者の役割について、論文掲載の可否や改善すべき点の有無について、専門家の立場から率直に意見を述べることにありとし、主な審査対象として、研究の学術的価値・新規性、文献引用の過不足、論旨や計算の誤りの有無、記述の分かりやすさ・まとまりを例示的に列挙しているにすぎないのであるから、上記4項目の充足をもって論文掲載の必要条件が満たされるとする控訴人の主張はその前提において採用することができない。また、査読者の意見や本件拒否行為1に示された拒否理由によれば、本件再訂論文は説明や論拠が不十分であり、「論文掲載のための必要条件」を欠くとして掲載を拒否されたことが明らかであるから、査読者の「参考意見」を理由に掲載を拒否した旨の控訴人の主張は採用することができない（なお、控訴人は、当審の口頭弁論終結後に提出した準備書面において、①編集委員は、考え方と指針中の編集委員の心得に基づいて、著者が過重な負担を負わないよう配慮する義務や早めに問題解決を図る義務を負うところ、本件改訂論文の査読において査読者A、Bの意見が対立していたにもかかわらず何ら調整等をしなかった、また、Aの本件再訂論文に対する意見はそれまでの好意的な意見を覆すような新たな問題点を指摘したものであったにもかかわらず説明の機会を与えなかったから、編集委員には上記義務違反がある、②被控訴人が論文掲載を拒否できるのは「やむを得ない場合」に限られるところ、控訴人らの論文は「論文掲載のための必要条件」を満たしていたのであるから、「やむを得ない場合」に当たらないので、被控訴人には裁量権の逸脱又は濫用があると主張する。しかしながら、上記①の点については、考え方と指針は、その前文に「査読制度がより効果的に運営され

るよう、著者・査読者および編集委員の役割と注意点について、編集委員会としての考え方をまとめておきます。」とあるように、著者・査読者及び編集委員の役割と注意点について、編集委員会としての考え方をまとめたものにすぎないのであって、これによって編集委員に控訴人が主張するような法的義務が発生するようなものではない。また、この点をおくとしても、Aは、本件論文に対する意見において「理論の展開の過程で説明の不足する部分や過去の観測事実との矛盾がいくつか見られ、現時点の原稿では著者らの主張が十分な説得力を持って伝わっていない。」などと指摘して本件論文における控訴人らの主張についてより説得力のある説明を求めていたところ、本件改訂論文に対する意見では「第一稿に対してのコメントに沿って、考察部分の記述を大幅に増やしていることは評価できる。これによって著者らが本論文の結論を導いた理由が幾分明らかになり、議論がしやすくなった。」とした上で、本件改訂論文に対して種々の指摘をし、「本改訂稿は「CO<sub>2</sub>濃度の増加は自然現象」との結論を導く過程の重要ないくつかの部分で、説明が合理的でない点や、説明の不足する点、過去の重要な論文との比較の無い点がある。従って本改訂稿をもって論文を受理することはできないと判断する。」として、考察部分の記述の増加にもかかわらずなお説得力のある説明がされていないと指摘するものである。また、Bは、本件論文に対する意見において、掲載は不相当とし、「論文中で示されている気温とCO<sub>2</sub>の関係は、基本的に、数年程度の時間スケールにおけるエルニーニョ現象と大気中CO<sub>2</sub>濃度との関係を表しているだけであると解釈できるため、長期的なCO<sub>2</sub>濃度上昇の原因が自然現象であるかどうかを判断する根拠にはならな

い。」などとして本件論文における控訴人らの主張の根拠が不十分であると指摘していたところ、本件改訂論文に対する意見でも、掲載を不相当とし、本件論文に対する上記意見と同様に論文中で示されている気温とCO<sub>2</sub>の関係は長期的なCO<sub>2</sub>濃度上昇の原因が自然現象であるかどうかを判断する根拠にはならないなどとした上で、本件改訂論文の「4. 考察」中の一部分について説明が不十分であり、論理立てや結論との関係が不明確であるとして、当該部分について削除ないし手直しの必要を指摘しているのである（甲7）。

したがって、AもBも本件改訂論文の記述では、控訴人らの主張の根拠がなお不十分であると指摘するものであって、両査読者の意見が対立しているものでないことは明らかである。また、Aは、上記のとおり本件論文及び本件改訂論文に対する意見において「CO<sub>2</sub>濃度の増加は自然現象」という控訴人らの主張について説明や根拠が不十分であるとしていたところ、本件再訂論文に対する意見においても「第6図とそれに伴う本稿の記述をもって「現実の大気中CO<sub>2</sub>濃度増は主に気温高による自然現象である」と説明するには不十分であるし、先行研究の説を否定するための十分な証拠にもなっていない。」などと指摘して、掲載は不相当と回答するものであるから、従前の意見と異なるものでないことは明らかである。したがって、控訴人の主張は、査読者の意見の一部分だけを捉えて査読者の意見に対立があるとか査読者の意見が変わったなどと主張するものであって到底採用することができない。

また、上記②の点については、査読者の意見や本件拒否行為1に示された拒否理由によれば、本件再訂論文は説明や論拠が不十分であり、「論文掲載のための必要条件」を欠くとして掲載が拒否されたことは上記のとおりである

から、控訴人の主張は採用することができない。)

また、控訴人は、本件拒否行為1が「誤読」に基づくものであることについて自白が成立していると主張するが、被控訴人が上記の点を争っていることは記録上明らかであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、会員には細則11条に基づいて大会で研究発表することを被控訴人に求める権利があると主張する。しかし、細則11条は、被控訴人は学術的会合を開くものとし、大会については毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行うと定めているだけであるから、この規定から会員に当然に研究発表を求める権利又は法的利益があると認めることはできない。また、定款8条2項や「2009年度春季大会の告示」が上記権利等の根拠となるものでないことは原判決が説示するとおりである。

そして、仮に研究発表の機会を与えられると期待することが法的保護の対象になり得るとしても、定款や細則には、会員の研究発表が認められるための要件については何ら定められていないのであり、また、当該研究発表の学術的価値については高度の専門的判断を要するものであるから、研究発表を認めるか否かについては被控訴人の広範な専門的裁量に委ねられているというべきである。ところで、控訴人が申し込んだ講演の題目は「人為的CO<sub>2</sub>温暖化説を撤回し、科学者は社会に詫げる必要がある」というものであり、その内容は、控訴人の主張によれば査読者の査読を経て機関誌への掲載を拒否された本件再訂論文と同じであるというのであるから、被控訴人は、本件再訂論文の掲載を認めなかったのと同様の理由により本件講演申込みを拒否したことが容易に推認されるところである。以上の点に照らすと、控訴人の

研究発表に対する期待は被控訴人の広範な裁量の下において実現されることがあるにすぎないものであるし、本件において裁量権の逸脱・濫用があったとも認められないから、本件拒否行為2を違法であるということとはできない。控訴人は、理系学会の大会においては申込者全員に発表の機会が与えられているなどと主張するが、他の学会の実情は上記判断を左右するものではない。

(3) なお、控訴人は、被控訴人の会員がその論文を被控訴人の機関誌に発表したり、研究成果を大会などで発表したりすることは、会員の会費納入義務と対価的關係に立つ被控訴人の義務であり、被控訴人の自由裁量でこれらを決定することはできないと主張する。しかし、定款や細則によって会員に論文の掲載や大会での発表を求める権利又は法的利益が発生するものでないことは原判決の説示するとおりであるから、これらの権利等が会費納入義務と対価的關係に立つものでないことは明らかであり、控訴人の上記主張は採用することができない。

### 3 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官                      下      田      文      男